

乳がん検診を受けましょう

乳がんは40代以上の女性に多いがんです



7月11日(月)から乳がん検診が始まります。事前に申し込みをしていた人には、6月末に受検票を発送しました。忘れずに受検しましょう。

●検診

対象 40歳以上の女性(令和5年3月31日時点)

※2年に1度の検診のため、令和3年度に乳がん検診を受けた人は対象外

検診料と検査内容 50歳以上 2,500円(問診、マンモグラフィ検査)

49歳以下 3,000円(問診、マンモグラフィ検査、超音波検査)

※70歳以上(令和5年3月31日時点)、市民税非課税世帯の人、生活保護受給者は無料

●追加申し込み

3月31日までに申し込みできなかった人は、この機会にお申し込みください。

申込期間 7月4日(月)～7月29日(金) 8時30分～17時15分(土・日、祝日は除く)

●検診日程 受付時間 9時30分～11時、13時～14時30分

月日	会場	検診車(台)	駐車場
7月11日(月)	釜石・大槌地域産業育成センター①	3	○
7月12日(火)	洞関地区コミュニティ消防センター①	2	○
7月14日(木)	中妻地区生活応援センター①	3	○
7月15日(金)	昭和園クラブハウス①	3	○
7月18日(月祝)	中妻地区生活応援センター②	2	○
7月19日(火)	釜石市民ホール TETTO①	2	×
7月25日(月)	小佐野地区生活応援センター	2	×
7月26日(火)	昭和園クラブハウス②	2	○
8月7日(日)	釜石市民ホール TETTO②	3	×
8月8日(月)	午前 栗橋地区基幹集落センター	2	少
	午後 鶴住居地区生活応援センター ※駐車場は市民体育館をご利用ください。	2	○
8月9日(火)	釜石・大槌地域産業育成センター②	2	○
8月10日(水)	洞関地区コミュニティ消防センター②	2	○

申し込み・問い合わせ 市健康推進課 成人保健係 ☎22-0179

子宮頸がん予防ワクチン接種を自費で受けた人に費用を助成します

これまでの積極的勧奨の差し控えにより、定期接種の機会を逃してしまい、定期接種の対象年齢を過ぎて子宮頸がん予防ワクチンを自費で接種した人に、接種費用の一部を助成します。

対象 ・4月1日時点で釜石市に住所を置く平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれの女性
・令和4年3月31日までに自費で接種した人

助成額 ・1回の接種につき、上限16,830円(税込み)を助成(最大3回接種分まで)

※詳しくは、市のホームページをご覧ください。



申し込み・問い合わせ 市健康推進課 母子保健係 ☎22-0179

国事業

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金の申請を受け付けます

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費などの物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

詳しくは市のホームページをご覧ください。



市のホームページ

給付額 児童1人当たり5万円



対象

①ひとり親世帯(児童扶養手当受給者等)

- ㊦ 令和4年4月分児童扶養手当受給者 → **申請不要** 7月8日(金)に振込予定です
- ㊧ 公的年金等を受給しているため、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
※児童扶養手当の支給制限限度額を下回る人に限る **要申請**
- ㊨ 令和4年4月分児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった人 **要申請**

※公的年金等…遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など
※児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額を超える場合は支給されません。また、同居している家族(扶養義務者)がいる場合、世帯が別であっても、その人の収入も確認することとなります

②その他低所得の子育て世帯(①以外の住民税非課税の子育て世帯)

- 対象児童** 平成16年4月2日～令和5年2月28日に出生した児童
(障がい児の場合、平成14年4月2日～令和5年2月28日に出生した児童)
- ㊩ 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けていて、令和4年度分の住民税均等割が非課税である人(未申告の人を除く)
→ **申請不要** 8月に支給予定です
※未申告の人で該当になる場合は、申請前に税の申告が必要です
 - ㊪ ①の他、対象児童を養育する父母などで、次のA、Bいずれかに該当する人 **要申請**
※高校生のみを養育している世帯や、令和4年4月から令和5年2月28日までに生まれる新生児も申請が必要です
A 令和4年度分の住民税均等割が非課税の人
B 家計急変者(新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入*が令和4年度分の住民税均等割が非課税の人と同様の水準になった人)
※児童手当受給者など所得が高い方で審査します

※4月以降に子どもを連れて離婚した(離婚前提で別居している)場合や配偶者からDVを受け子どもを連れて避難している場合など、別途要件を満たせば申請により支給されることがあります。市子ども課にご相談ください。

申請期間

- ①ひとり親世帯 7月15日(金)～令和5年2月28日(火)
- ②その他世帯 7月15日(金)～令和5年3月15日(水)

必要書類

本人確認書類(運転免許証など)、通帳の写し、給与明細書、年金振込通知書、年金額改定通知書(令和2年のものがなければ要相談)、戸籍謄本(ひとり親で児童扶養手当の認定を受けていない人のみ)など

申し込み・問い合わせ 市子ども課 子ども福祉係 ☎026-0025 大渡町3-15-26 ☎22-5121